

表：学校といじめ問題対策連絡協議会の各機関・団体との関係

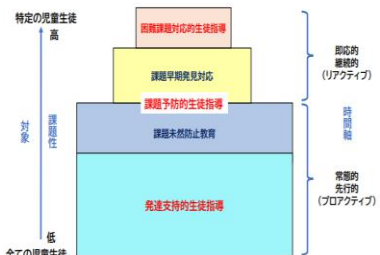


図2 生徒指導の層別支援構造

図：生徒指導提要※（文部科学省、令和4年12月）より引用
→この図の考え方に沿って表をまとめました。☒

発生前・後の区別	「生徒指導提要」での分類			「生徒指導提要」に例示された取組 (学校が行っていること)	対象	関係機関及び団体	取組	関係機関及び団体	取組	
	2軸	3層	4類							
いじめ事案発生後 【対応】 いじめに係る児童生徒対象	即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導	困難課題対応的生徒指導	困難課題対応的生徒指導 (いじめを重大化させないための、適切な対応と危機意識の共有及び組織的な対応)	いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）	教職員	市教育委員会	○いじめ防止対策推進法や国の基本方針等に基づく助言・指導 ○市いじめ調査の実施 ○SC、SSWの弾力的な運用	教育事務所（県教委）	○市教育委員会への指導・助言 ○SC、SSWの配置 ○SCスーパーバイザーの派遣	
						弁護士	○いじめ防止対策推進法や国の基本方針等に基づく助言・指導 ○スクールロイヤー活用事業 ○人権問題、民事、刑事等法律に関わる相談			
						児童生徒・保護者	市教育委員会	○重大事態事案の調査（重大事態事案の調査主体を市教育委員会と判断した場合、附属機関にて実施） ○青少年の問題行動に関する相談 ○犯罪に該当するいじめへの対応	教育事務所（県教委）	○いじめ・不登校等対策チーム相談窓口による相談対応 ○市教育委員会への指導・助言
							警察			
		課題予防的生徒指導	課題早期発見対応 (いじめを早期に発見する取組や組織的な取組、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気づくネットワークを拡げる)	いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）	児童生徒・保護者	教職員	市教育委員会	○いじめ防止対策推進法や国の基本方針等に基づく助言・指導 ○いじめ事案発生時の有無の定期的な確認 ○いじめ発生時の報告を受けた際の状況確認 ○アンケート実施の啓発と確認	教育事務所（県教委）	○市教育委員会への指導・助言
						民生委員児童委員協議会	○子どもや家庭の見守り ○24時間子どもSOS相談窓口の連絡先を記載したリーフレットをポスティング			
						市民協働推進課	○法務局との情報共有 ○（いじめの相談を受けた場合）人権擁護委員による情報提供	地方法務局	○子ども人権SOSモニター等でいじめ案件を覚知した場合（場合によって）学校へ情報提供	
						PTA連絡協議会	○家庭での見守りや児童生徒支援に関する学校との情報共有			
						こども福祉課	○家庭相談業務における早期発見 ○要対協対象家庭への訪問による確認 ○定期的な学校訪問による情報共有 ○幼稚園、保育園、認定こども園における対応と、小・義務教育学校への情報の引継ぎ ○児童保育と保護者との情報共有、及び、学校・学校教育サポートセンターとの連携 ○児童館での見守りと情報共有	児童相談所	○相談窓口による対応 ○市こども福祉課との連携、情報共有	
								教育事務所（県教委）	○SNS相談@とちぎ2023（県） ○いじめ相談さわやかテレフォン（県）	
いじめ事案発生前 【対策】 全児童生徒対象	常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導	課題予防的生徒指導	課題未然防止教育 (児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働き掛け)	道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施	教職員	市教育委員会	○下野市いじめ防止基本方針の周知 ○児童・生徒指導担当者研修の実施	教育事務所（県教委）	○『いじめ対応ハンドブック』『学業指導の充実に向けて』の再度の周知 ○児童・生徒指導担当者研修の実施 ○問題行動等未然防止プログラム	
						弁護士	○いじめ防止対策推進法に関する講演等の実施			
						民生委員児童委員協議会	○学校訪問と情報共有			
						市民協働推進課	○人権擁護委員の学校訪問 ○子ども人権SOSモニターの啓発 ○人権相談窓口一覧の啓発	地方法務局	○いじめ・ネット問題等の子どもの人権問題に関する相談・啓発 ○子ども人権SOSモニターの配布	
		発達支持的生徒指導	発達支持的生徒指導 (いじめに特化せず、児童生徒が「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるような働き掛け)	児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ	児童生徒・保護者	市教育委員会	○下野市いじめ防止強調月間時の啓発文書の配布 ○学習指導案「いじめについての話し合い」の送付 ○SNSの使い方や犯罪防止の研修	教育事務所（県教委）	○情報モラル研修会	
						警察	○保育園「自分がやられて嫌なことはしない運動」、いじめ関連の絵本の読み聞かせ ○家庭相談業務や要対協対象家庭への日常的な関わり			
						こども福祉課				
						教職員	市教育委員会	○教育課程の把握 ○市人権教育研修会の実施 ○子どもたちの心を耕す教育の総合的な推進	教育事務所（県教委）	○市人権教育研修会への講師派遣 ○地区人権教育研修会の実施 ○子どもたちの心を耕す教育の総合的な推進 ○問題行動等未然防止プログラム
						市民協働推進課	○人権擁護委員の学校訪問 ○人権の花 ○人権教育講演会			
						児童生徒・保護者	市教育委員会 PTA連絡協議会	○下野市子ども未来プロジェクトの運営 ○人権教育講演会（生涯学習文化課）の実施 ○家庭での教育や児童生徒支援に関する学校との情報共有 ○学校や教育行政との合同研修	教育事務所（県教委）	○情報モラル研修会

※「生徒指導提要」とは、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書です。 →

https://www.mext.go.jp/content/20230220_mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf